

八千代町デジタル田園都市構想総合戦略（仮称）策定支援業務
委託業者選定委員会の簡易公募型プロポーザル審査方針

1. 目的

この方針は、「八千代町デジタル田園都市構想総合戦略（仮称）策定支援業務委託業者選定委員会設置要綱」に基づき開催される八千代町デジタル田園都市構想総合戦略（仮称）策定支援業務委託業者選定委員会（以下「委員会」という。）において、委託業者を審査するための基本的な方針を定めるものであり、その評価基準を明らかにし、簡易公募型プロポーザル方式の公平性、透明性を確保するために定める。

2. プロポーザルの実施

企画提案書類に基づき、委員会において下記により書類審査を行う。

なお、企画提案内容の説明（プレゼンテーション）は行わない。

3. 審査方法

審査は以下の項目について、委員会の委員（委員長含む）が行い、企画提案書の評価を項目ごとにそれぞれ行う。

評価項目	評価事項	評価＜点数＞
①業務実績 10点	会社の特色、認証取得等や過去の同種又は類似業務の実績についての評価。	10点
②業務実施体制 10点	業務実施体制での、管理技術者、担当技術者が資格・経験・手持ち業務等から本業務を受けられる能力があるか。	10点
③業務実施方針等 40点	業務の目的、内容について十分に理解した提案となっているか。	10点
	提案内容に具体性、妥当性を伴っているか。	10点
	業務を円滑かつ効果的に実施できるスケジュールであるか。	10点
	総合計画との整合性がとれているか。	10点
④独自提案 30点	提案内容に独創性がみられ、かつ、説得力を有しているか。	10点
	当町に対する熱意度。当町の状況を十分に把握したうえでの提案となっているか。	20点
⑤見積額 10点	提案書の内容に対して、適当な価格設定であるか。（取りまとめ一覧表）	10点

4. 選定

上記の評価項目に基づき最高得点の業者1社を選定する。

なお、最高得点を獲得した業者が2社以上あった場合には、委員の協議により1社を選定する。